

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（女川原子力発電所2号炉工事計画）（70）
2. 日 時：令和3年2月16日 14時40分～17時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

止野上席安全審査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
土居安全審査専門職※、西澤原子力規制専門員※

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長

原子力本部 原子力部 副長、他5名※

## 5. 要 旨

- （1）東北電力株式会社から、女川原子力発電所2号炉の工事計画補正申請のうち、放射線管理施設（居住性、生体遮蔽）について、提出資料に基づき説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

<中央制御室の居住性に関する説明書及び補足説明資料>

- 中央制御室換気空調系に給電する設備について、当該系を負荷として期待している設備を整理して説明すること。
- 設計基準事故時の線量評価における評価対象核種について整理して説明すること。
- 原子炉格納容器に放出される核分裂生成物について、計算対象外とする核種の考え方を整理して説明すること。

<緊急時対策所の居住性に関する説明書及び補足説明資料>

- 許容酸素濃度及び許容二酸化炭素濃度の評価に用いた適用基準・規格の選定理由について整理して説明すること。
- フィルターの除去効率について、単体除去効率と総合除去効率の考え方について整理して説明すること。

- 詳細設計を踏まえた緊急時対策所の線量評価について、評価モデルを整理して説明すること。

(3) 東北電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」(令和2年6月24日 第12回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- (1) VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 (O2-E-B-07-0001\_改0)
- (2) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書) (O2-E-B-07-0002 改0)
- (3) 補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料 (O2-補-E-07-0360-3\_改0)
- (4) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-360-3 中央制御室の居住性に関する説明書に係る補足説明資料) (O2-補-E-07-0001 改0)
- (5) VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 (O2-E-B-16-0002\_改0)
- (6) 先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-9-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書) (O2-E-B-16-0003 改0)
- (7) 補足-460-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書に係る補足説明資料 (O2-補-E-16-0460-2\_改1)
- (8) 先行審査プラントの記載との比較表 (補足-460-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書に係る補足説明資料) (O2-補-E-16-0001 改0)
- (9) VI-4-2-1 中央制御室の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 (O2-E-B-16-0004\_改0)
- (10) VI-4-2-2 緊急時対策所の生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 (O2-E-B-16-0005\_改0)
- (11) VI-5-17 計算機プログラム(解析コード)の概要 ・ORIG EN2 (O2-E-B-22-0024\_改0) (令和3年1月19日)

提出資料)

- (12) VI-5-18 計算機プログラム（解析コード）の概要 ・ QAD-CGGP2R (O2-E-B-22-0025\_\_改0) (令和3年1月19日提出資料)
- (13) VI-5-19 計算機プログラム（解析コード）の概要 ・ ANISN (O2-E-B-22-0026\_\_改0)
- (14) VI-5-20 計算機プログラム（解析コード）の概要 ・ G33-GP2R (O2-E-B-22-0027\_\_改0)
- (15) VI-5-21 計算機プログラム（解析コード）の概要 ・ MAAP (O2-E-B-22-0028\_\_改0) (令和3年1月28日提出資料)

以上